

# 重点施策実施5か年計画（抜粋）

〔平成14年12月24日  
障害者施策推進本部決定〕

障害者基本計画（平成14年12月24日閣議決定）に沿って、同基本計画の前期5年間に  
いて重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を以下のとおり定め  
る。

## A 重点的に実施する施策及びその達成目標

### 2 地域基盤の整備

#### (1) 生活支援

##### a 利用者本位の相談支援体制の充実

市町村を中心とした相談・支援体制の充実を図り、これを拠点としてケアマ  
ネジメント体制を整備する。

##### b 在宅サービス

- ・ ホームヘルパーを約60,000人確保する。
- ・ ショートステイを約5,600人分整備する。
- ・ デイサービスを約1,600か所整備する。
- ・ 障害児通園（児童デイサービス）事業を約11,000人分整備する。
- ・ 重症心身障害児（者）通園事業を約280か所整備する。
- ・ グループホームを約30,400人分整備する。
- ・ 福祉ホームを約5,200人分整備する。
- ・ 市町村における社会参加促進事業を着実に推進する。

##### c 施設サービス

- ・ 通所授産施設を約73,700人分整備する。
- ・ 施設サービスについては、通所施設の整備に努めるとともに、入所施設は  
真に必要なものに限定し、地域資源として有効に活用する。

### 3 精神障害者施策の充実

条件が整えば退院可能とされる約72,000人の入院患者について、10年のうちに退  
院・社会復帰を目指す。このため、今後、更に総合的な推進方策を検討する。

#### (2) 福祉

##### a 在宅サービス

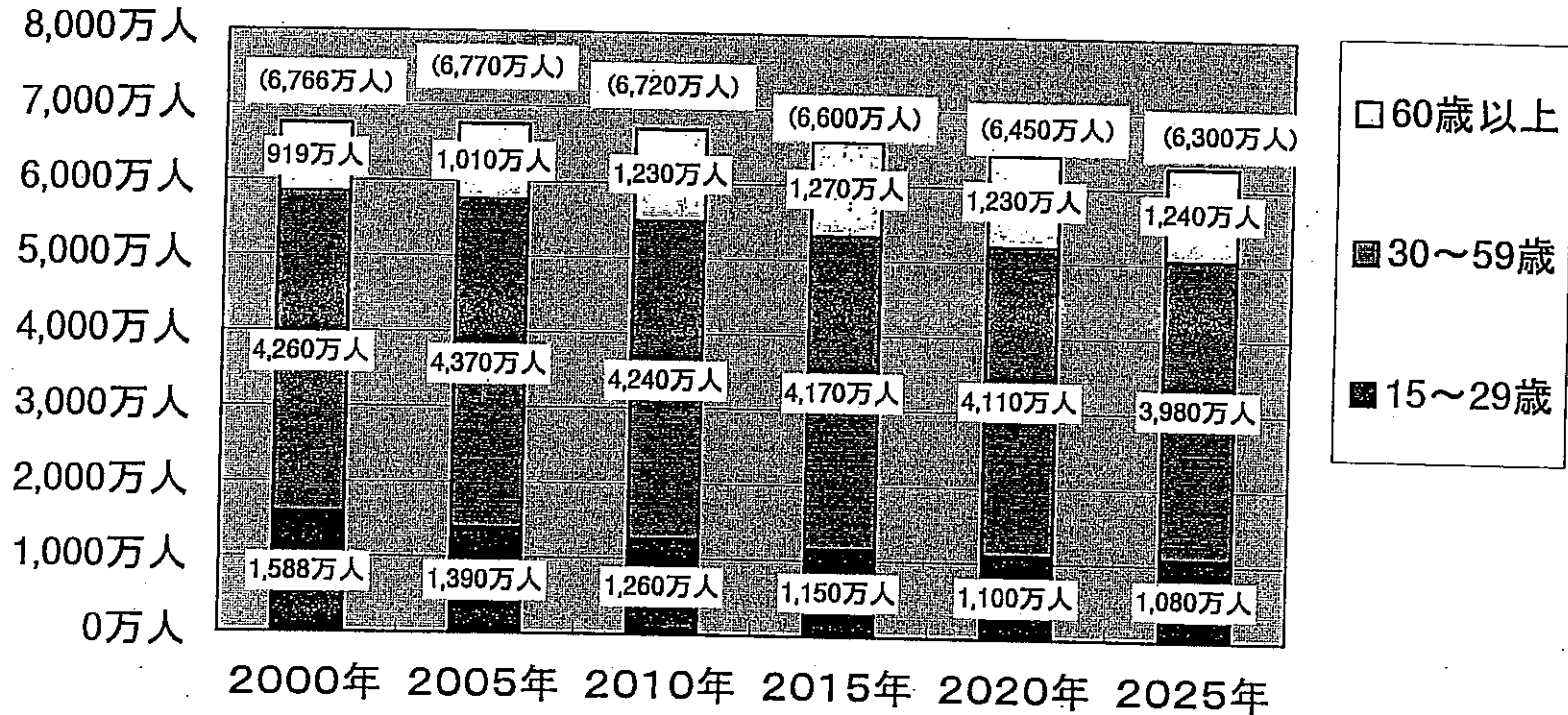
- ・ 精神障害者地域生活支援センターを約470か所整備する。
- ・ 精神障害者ホームヘルパーを約3,300人確保する。
- ・ 精神障害者グループホームを約12,000人分整備する。
- ・ 精神障害者福祉ホームを約4,000人分整備する。

##### b 施設サービス

- ・ 精神障害者生活訓練施設（援護寮）を約6,700人分整備する。
- ・ 精神障害者通所授産施設を約7,200人分整備する。

※ 精神障害者ホームヘルパー、精神障害者グループホーム、精神障害者福祉ホーム及び精神障  
害者通所授産施設の達成目標については、2(1)に掲げた達成目標の内数を掲げたものである。

# 労働力人口の推移

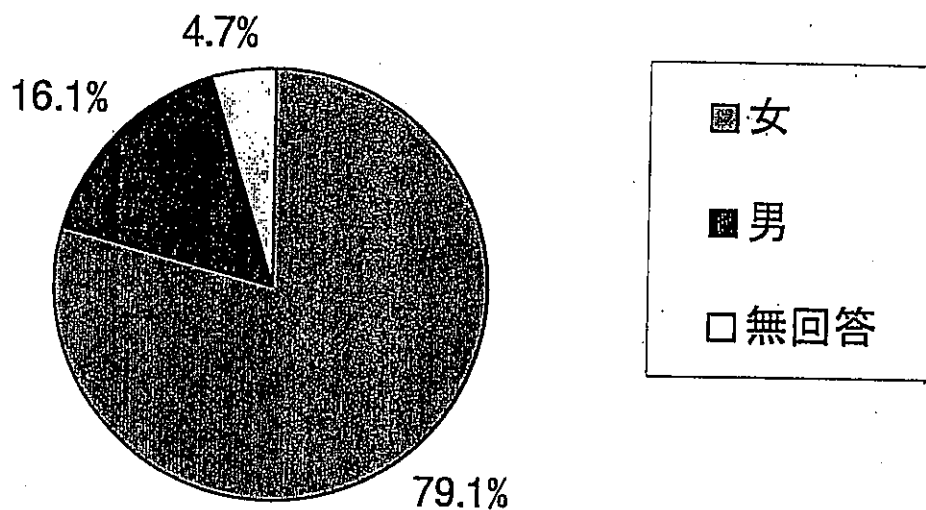


※15~34歳のデータ (2,269万人) (2,183万人) (1,952万人) (1,775万人) (1,657万人) (1,597万人)

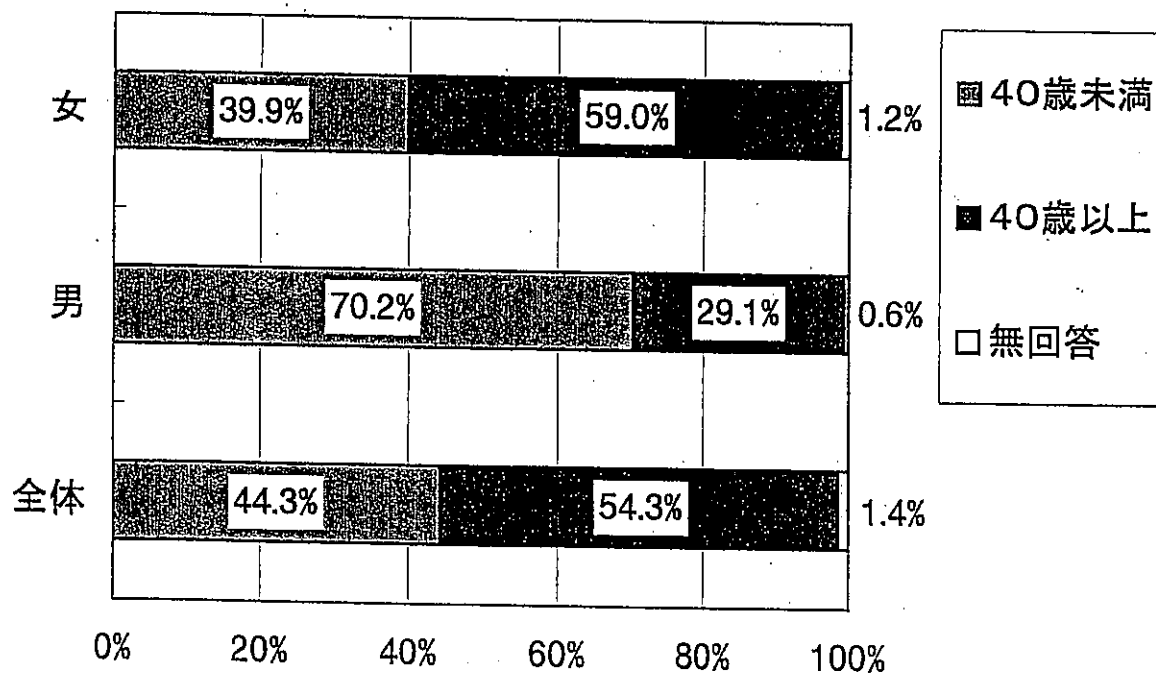
(資料出所)2000年は総務省統計局「労働力調査」。2005年以降は職業安定局推計(平成14年7月)  
 (注)概数で表示しているため、各年齢区分の合計と年齢計とは必ずしも一致しない。

# 介護事業所における労働者の性別・年齢別労働者数

## ○ 性別労働者数



## ○ 年齢別労働者数



(資料出所)介護事業所における労働の現状(平成16年版)(財)介護労働安定センター

## 介護雇用管理支援助成金の概要

### ○ 介護基盤人材確保助成金

介護関連事業主が、新サービスの提供等を行うのに伴い、新サービスの提供に関わる部署で就労することとなる対象労働者を新たに雇い入れた場合、雇い入れた労働者の賃金の一部を助成する。

支給対象労働者		支給対象人数		支給額	支給対象期間
特定労働者	医師、看護師、准看護師、介護福祉士、訪問介護員（1級）のいずれかの資格を有し、福祉サービスの提供に関する実務経験が1年以上有る者で、短時間労働被保険者を除く。	5人まで。	合わせて10人以下。	1人当たり 1年間140万円（限度）	改善計画期間の初日以降に最初に特定労働者を雇い入れた日から1年間。ただし、特定労働者の2人目以降は、1人目の支給対象期間内。
一般労働者	特定労働者以外の介護業務に従事する労働者で、短時間労働被保険者を含む。	特定労働者の雇い入れ人数と同数となる特定労働者を雇い入れた日と同日以降に雇い入れた者。		1人当たり 1年間30万円（限度） ※短時間労働被保険者は9万円（限度）	最初の特定労働者の支給対象期間内。

### ○ 介護能力開発給付金

介護関連事業主が、新サービスの提供等に伴い、新たに雇い入れた者や社会福祉士等高度な資格取得をめざす労働者に対して教育訓練やキャリア・コンサルティング（以下「教育訓練等」といいます。）を受けさせた場合及び有給教育訓練の付与を行う場合に、教育訓練等に要する経費の1/2及び教育訓練等期間中の労働者の賃金の1/2を助成する。

支給額	支給対象労働者	支給額
支給額	〔事業所内での実施〕対象職業訓練コースを受けさせるために要した費用の1/2（ただし、1コースあたり10万円を限度。）。	所定労働時間内の訓練等を受ける期間に支払った賃金の1/2（全1日にわたり業務に就かなかった日に限ります。）。
	〔事業所外の教育訓練施設への委託〕対象職業訓練を受講させるために要した入学金および受講料の1/2（ただし、1コースあたり10万円を限度。）。	賃金については同上。
	〔事業主以外の者が行うキャリア・コンサルティングの委託〕キャリア・コンサルティングを受けさせるために要した費用の1/2（ただし、25万円を限度。）。	賃金については同上。

### ○ 介護雇用管理助成金

介護関連事業主が新サービスの提供等に伴い、採用などの人的管理、就業規則・賃金体系などの諸規定整備、健康確保など雇用管理改善のための事業を実施した場合、その経費の一部を助成する。

支給額	支給対象労働者
支給額	計画期間内に実施した事業経費の1/2（100万円を限度とする。ただし、助成額が5万円以上（したがって、経費が10万円以上）の場合に限る。）。

## 介護雇用管理支援助成金等支給実績

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
介護人材確保助成金 (平成15年5月廃止※)	予算額	4,831 百万円	6,145 百万円	4,477 百万円	6,158 百万円	851 百万円
	支給実績 (人数)	4,627 百万円 (7,758 人)	8,292 百万円 (7,205 人)	8,530 百万円 (8,217 人)	6,477 百万円 (8,384 人)	-
介護基盤人材確保助成金 (平成15年6月創設)	予算額	-	-	-	865 百万円	5,073 百万円
	支給実績 (人数)	-	-	-	143 百万円 (355 人)	-
介護雇用管理助成金	予算額	167 百万円	200 百万円	73 百万円	106 百万円	64 百万円
	支給実績 (件数)	22 百万円 (98 件)	89 百万円 (371 件)	65 百万円 (333 件)	64 百万円 (381 件)	-
介護能力開発給付金	予算額	62 百万円	296 百万円	269 百万円	248 百万円	108 百万円
	支給実績 (件数)	15 百万円 (87 件)	49 百万円 (217 件)	28 百万円 (140 件)	22 百万円 (128 件)	-
	受講 延人数 実績	323 人	992 人	782 人	673 人	-
介護雇用環境整備奨励金 (平成15年5月廃止)	予算額	204 百万円	408 百万円	87 百万円	26 百万円	-
	支給実績 (件数)	12 百万円 (10 件)	102 百万円 (47 件)	90 百万円 (36 件)	49 百万円 (20 件)	-

※ 介護人材確保助成金の支給実績については、平成15年6月以降は経過措置分であり、その分も含まれている。

# 介護労働安定センターにおける雇用管理等相談援助実施状況

(単位:件)

	求人求職	能力開発	労働条件	福利厚生	職場のコミュニケーション	助成金関連	債務保証	介護サービス	その他	教材等の貸出	合計
平成11年度	6,197	41,774	6,883	16,213	2,740	0	0	11,554	32,740	675	118,776
相談援助	1,599	12,644	2,616	4,366	839	-	-	3,682	6,796	-	32,542
情報提供	4,598	29,130	4,267	11,847	1,901	-	-	7,872	25,944	675	86,234
平成12年度	5,776	22,132	8,254	13,991	1,342	52,266	144	6,540	16,879	484	127,808
相談援助	2,577	7,999	2,994	3,888	688	25,529	38	2,789	4,593	-	51,095
情報提供	3,199	14,133	5,260	10,103	654	26,737	106	3,751	12,286	484	76,713
平成13年度	8,751	22,761	9,356	12,743	1,568	46,151	89	4,350	12,538	352	118,659
相談援助	3,437	7,756	2,983	4,043	573	22,664	27	1,864	2,931	-	46,278
情報提供	5,314	15,005	6,373	8,700	995	23,487	62	2,486	9,607	352	72,381
平成14年度	10,192	24,583	8,685	9,686	1,224	29,751	51	3,790	11,816	388	100,166
相談援助	4,401	8,029	3,008	3,512	605	16,403	20	1,954	2,886	-	40,818
情報提供	5,791	16,554	5,677	6,174	619	13,348	31	1,836	8,930	388	59,348
平成15年度	8,983	35,107	8,552	9,300	1,234	33,158	71	3,649	12,069	426	112,549
相談援助	3,691	10,863	3,245	3,586	596	19,292	19	1,376	3,316	-	45,984
情報提供	5,292	24,244	5,307	5,714	638	13,866	52	2,273	8,753	426	66,565

(資料出所)(財)介護労働安定センター

## 認定事業主に対する債務保証制度について

### 1 対象となる債務保証

- ① 介護労働者法第9条第1項に規定する認定事業主が、認定計画に係る改善措置に必要な設備の設置又は整備を行う場合の必要な資金の借入に係る債務保証
- ② 職業紹介事業者又はその団体が、介護労働者等の福祉の増進を図るための設備の設置又は整備を行う場合の必要な資金の借入に係る債務保証

2 保証限度額      300万円

3 保証期間          5年以内

※ 平成11年度から平成15年度までの期間においては債務保証の実績はない。

## 介護作業従事者に係る労災保険特別加入について

### ○ 対象者

家政婦紹介所に求職登録されている家政婦で、当該紹介所の紹介により個人家庭で介護作業を行う者

(平成13年4月1日より特別加入がスタート)

### ○ 特別加入の方法

家政婦を構成員とする団体が所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に対して特別加入申請書を提出し、承認を受ける。

既に特別加入が承認されている団体において、対象者の追加等が生じた場合、変更届を所轄労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出する。

※ 「家政婦を構成員とする団体」とは、紹介所長が団体の代表者となって構成する。

### 【参照法令】

#### ◆ 労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号) (抄)

第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

一～四 略

五 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)第二条第一項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの



## 介護労働者健康診断助成金制度の概要

### ○ 概要

介護労働に従事するケア・ワーカーに対して健康診断を実施した職業紹介事業者若しくは団体及び自ら経費を負担して健康診断を受診したケア・ワーカーに対し、健康診断に要した費用を助成。

(1人、7,400円限度)

### ○ 対象となる健康診断

労働安全衛生法第44条に定められている下記の項目

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長、体重、視力及び聴力の検査
- 胸部のエックス線検査及び喀痰検査
- 血圧の測定
- 貧血検査
- 肝機能検査
- 血中脂質検査
- 尿検査
- 血糖検査
- 心電図検査

### 【介護労働者健康診断助成金実績】

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
予算額(千円)	104,832	69,888	188,698	185,794	129,024
支給実績(千円)	88,591	86,054	87,373	82,968	78,258
利用者数	12,564人	12,094人	12,327人	11,547人	10,894人

## 介護労働安定センター等における能力開発施策

### ○ 介護労働安定センター

センターにおいては、訪問介護員養成コース（２級課程）を実施。（基礎講座１００時間、実習３０時間）

その他自主事業として、訪問介護員養成コース（１級、２級課程）、ケアマネジャー準備コース、介護福祉士試験準備講習、福祉用具専門相談員指定講習、短期専門コース（※）を実施。

※ 短期専門コース ～ 基本的技能を備えた介護労働者に対し、高度化、多様化する介護技術の維持・向上を図ることに必要な知識や技能を習得させる。

#### 【訪問介護員養成コース（２級課程）修了者数実績】

平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
11,634人	15,616人	15,854人	16,256人	15,705人

（資料出所）介護労働安定センター

### ○ その他

その他公共職業能力開発施設における介護サービス科（訓練期間６ヶ月（訪問介護員１級取得））等の職業訓練を実施。

また、雇用保険の教育訓練給付制度の指定講座として、介護福祉士講座、訪問介護員養成研修２級課程等がある。

#### 【介護系公共職業能力開発施設訓練、委託訓練の受講者数】

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
施設訓練	2千人	2千人	2千人	3千人	3千人
委託訓練	9千人	17千人	13千人	11千人	13千人

（資料出所）厚生労働省職業能力開発局

#### 【教育訓練給付（社会福祉・保健衛生関係）の実績】

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
指定講座数	123件	339件	697件	972件	1,094件
受講人数	21,628人	65,572人	46,763人	60,820人	71,833人

（資料出所）指定講座数～厚生労働省能力開発局、受講人数～厚生労働省職業安定局

（注）講座数は、各年度10月時点の状況である。

## 福祉重点ハローワークの概要

介護・看護分野における公共職業安定所の需給調整機能の強化を目的として、平成4年11月より実施。47都道府県に1カ所ずつ「福祉重点公共職業安定所」として指定。

### ○ 事業内容

- ・ 福祉関係業務に係る職業紹介
- ・ 福祉マンパワー合同求人選考会
- ・ 福祉分野雇用管理アドバイザーによる雇用管理改善に係る相談等

### ○ 福祉重点ハローワーク

札幌、青森、盛岡、仙台、山形、福島、水戸、宇都宮、前橋、浦和、千葉、池袋、横浜、新潟、富山、金沢、福井、甲府、松本、岐阜、静岡、名古屋中、津、大津、京都西陣、阿倍野、神戸、奈良、和歌山、鳥取、松江、岡山、広島東、山口、徳島、高松、松山、高知、福岡中央、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

# 高齢者生活援助サービス事業の概要

## 1 趣旨・目的

高齢化の急速な進展や高齢者を巡る厳しい雇用就業情勢の中、介護保険サービスのみではなく、高齢者のニーズに的確に対応した生活援助サービス等を幅広く組み合わせていくことにより、地域に密着した高齢者生活援助サービスの安定的な担い手を確保していくことが重要な課題になっている。

こうした状況を踏まえ、シルバー人材センターにおいて、市区町村等と連携して、就労意欲のある高齢者による、高齢者の生活を支えるためのサービス（介護保険周辺サービス等）を提供する高齢者生活援助サービス事業を行うものとする。

本事業により、高齢者の就業機会の拡大のほか、高齢者自身による高齢者関連サービスへの参画を実現するとともに、就業を通じた高齢者の経済的自立、世代の近い者同士の福祉（老老福祉）による要介護者等の安心感の醸成、高齢者間のコミュニケーション機会の増大、高齢者自身が地域のサービスの担い手となることによる高齢者関連政策への理解の増進などを図り、もって高齢者の就業を通じた社会参加の促進につなげるものとする。

## 2 事業の概要

### (1) 事業の内容

#### ア 高齢者生活援助サービス事業

市区町村等と連携した高齢者の生活を支えるためのサービス（介護予防・軽度生活支援サービス、福祉住環境向上サービス、福祉施設通所送迎・介助サービス等の介護保険周辺サービス）の提供

#### イ 事業計画の策定

市区町村との連携、民間事業者との調整

#### ウ 高齢者生活援助サービス提供体制の整備

サービス提供会員の確保、会員と利用者マッチング、フォローアップ（トラブル相談等）等

### (2) 補助の内容等

イ 市区町村と連携して事業を実施するものを補助対象とする。

ロ 高齢者生活援助サービス事業の実施に必要な経費の一部を補助